



【公認 不動産コンサルティングマスター相続対策専門士】認定者 マスター登録番号一覧

- ・認定者の方には、令和2年3月下旬に「認定証書」を簡易書留にて発送いたします。
 - ・「認定証書」の氏名表記は、公認 不動産コンサルティングマスターの登録情報と同一のものです。
 - ・公認 不動産コンサルティングマスター（以下、マスター）の登録有効期限が令和2年3月31日の方は、マスターの更新手続き(※)を失念されないようご注意ください。マスターの有効期限が切れた場合、相続対策専門士の称号使用は停止となります。また、本年12月の専門士更新手続きの際にマスターの有効期限が切れている場合は、専門士の更新手続きを行っていただくことができません。
 - ・認定された方の「公認 不動産コンサルティングマスター登録番号」を掲載しています。
- (※) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当センターでは3月中の講座をすべて開催中止としております関係で、本年度のマスター更新手続きの期限を6月末まで延長しております。

2020年1月28日～30日【東京】

1692	31151
14888	31521
14997	31539
16073	31554
16699	31567
20333	31629
20534	31671
21831	31783
22758	33105
22845	33267
23811	33424
23861	33782
25510	33867
26274	33904
27145	34073
27284	34262
27732	34327
28183	34395
28870	34418
29328	34422
29407	34423
29661	34447
30193	34539
30900	

2020年2月11日～13日【大阪】

15423	31407
15772	31520
17226	32604
17840	32666
21615	32712
21967	32840
24315	33221
24436	33589
25073	33630
25464	33640
27410	33772
28087	34056
28356	34115
28531	34214
28930	34249
29073	34530
29097	34552
29101	34579
29297	34587
30198	34593
30327	34602
30422	34603
30713	34609
31039	34718